

## 入札契約の適正化に関する検討委員会におけるこれまでの議論の整理 (案)

(本稿は、昨年8月の第1回検討委員会から本年5月の第6回検討委員会までの議論を整理したものであり、社会的に大きな影響を与えている鋼橋上部工事を巡る談合事件等の最近の状況を踏まえたものは次回にお示しする予定。)

### 入札契約制度改革の基本的考え方

#### 1. 現状と改革の視点

- 建設投資の急速な減少による、深刻な過剰供給構造の中で、従前のような建設投資の右肩上がりの伸びを前提とすることが難しい状況下では、企業の再編淘汰は避けられないところであり、この再編淘汰の過程を通じて、建設業全体の健全な発達を促し、良質な社会資本の整備によりもたらされる国民（消費者）の利益を確保することが重要である。
- しかしながら、昨今の状況を見れば、現に、ダンピング受注、適正施工への懸念、入札における偶然性の顕在化、下請への不当なしわ寄せ等の様々な問題が存在している。これらの問題は、短期的に工事の質の低下等を招くだけでなく、経営状況の悪化等を通じて、中長期的には、若年齢層の建設産業への参入の減少、賃金水準の低下等を招き、産業全体としての疲弊、衰退につながるものと懸念されるところであり、さらに、社会的に問題となっている談合事件の背景の一つとして、深刻な過剰供給構造があると考えられる。
- このような建設業を取り巻く環境等を勘案すれば、建設投資の約4割を占めている公共事業の市場環境をどうするか、言い換えれば入札契約制度をどう改革するかが極めて重要な課題となる。その際の基本的な考え方としては、より良い仕事をしたことが次の仕事につながるような「良い循環」を造ることが重要である。そのためには、個々の入札を切り離して取り扱うのではなく、事業者ごとに工事成績を適切に評価すること等により、それ以降の入札につなげていくような制度を構築することが必要である。このような制度の運用が実現できれば、短期的に工事の質を向上するためのインセンティブとなるだけでなく、中長期的には、競争を通じ業者の施工能力を高め、建設業の健全な発達を促すものと考えられる。
- しかしながら、現行の入札制度では、最も低い価格で入札した者を落札者とする最低価格自動落札方式が基本的に採用されており、この方式は、発注者側

の恣意的な判断が入る余地がなく公平な競争が担保される一方、入札金額だけを評価基準として落札者の決定を行っているため、過剰供給構造の下では入札価格のダンピング競争や入札者間の談合につながりやすいと考えられる。

- 従来、各発注者は、良い仕事を行った事業者に対しては、指名行為を通じて競争参加機会を確保することにより、次の仕事につながる「良い循環」を担保してきたが、この指名行為は、いわゆるゼネコン汚職等の一連の不祥事を契機として、各発注者の不透明な運用が問題にされ、入札・契約制度の透明性、公平性、競争性が強く要請された結果、一般競争入札の導入や入札契約に関する情報の公表等の措置が一気に進められることとなった。他方で、発注者によっては、企業評価・選定の形式的な透明化や公平化に重点を置くあまり、十分な資格審査等を行わず、一律に入札に参加することを認めることとなった結果、能力の優劣にかかわらず請負業者が選定される事態が増加し、ダンピング受注の頻発、不良・不適格業者の参入や企業努力の減退、さらには、産業全体としての弱体化等を招くこととなっている。
- これまで、平成5年、10年の中央建設業審議会の建議等に基づき、一般競争入札に始まり、VE、設計施工一括方式、総合評価方式等の多様な入札方式を導入してきたところであり、また、平成13年度より公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（以下「入札契約適正化法」という。）を施行し、上記のような取組みについて、各発注者での実施の促進を図っているところである。その結果、例えば、国土交通省の直轄工事では総合評価方式の割合が2割を超えるなど進展の見られる面もあるが、地方公共団体においては、総合評価方式がほとんど普及していない。また、中小規模の発注者においては競争参加者の選定に当たって十分な技術力の審査は行われておらず、監督・検査についてもその多くが要領を整備していない実態が明らかになっているところである。さらに、低価格入札やくじ引きによる落札者決定が急増しており、適切な技術力を持たない者が施工することによる不良工事の発生が起りうる極めて憂慮すべき状況となっている。
- このような状況に対応することを目的とし、公共工事の品質確保の促進に関する法律（以下「公共工事品質確保法」という。）が本年4月に施行されたところである。この法律は、公共工事は、物品調達とは異なり、契約時点では目的物が存在せず、また、目的物が使用されて初めてその品質が確認できるという側面もあることから、施工者の技術力等により品質が左右されること等の特性を有していることを踏まえて、価格のみの競争から、価格と品質が総合的に優れた調達を原則とすることが必要であるとの認識の下、発注関係事務を適切に実施しなければならないこと等の発注者の責務を明確化したところであり、各発注者は、この基本的な認識を共有した上で、今後の入札契約制度の見直しに取り組む必要がある。

## 2. 入札契約制度改革の要点

建設業を巡る環境変化、談合等の不正行為の発生等の状況を踏まえ、公共工事という市場において競争原理が適切に機能し、「技術と経営に優れた企業」が公正に選別され、伸びていける競争環境を実現することが必要であることから、以下の要点に従い、具体的な入札契約制度改革を推進することが必要である。

### (1) 事業者インセンティブを付与する企業評価の推進

信頼に足る事業者の選定を行うとともに、より良い仕事をするインセンティブを事業者へ付与するため、経営事項審査、競争参加資格審査、競争参加条件設定及び指名において、施工実績、工事成績等を重視する。また、企業の社会貢献等についても一定の評価を行い、競争に反映させることが必要である。

### (2) 企業の総合的な能力を反映できる入札方式の導入促進

個々の入札において落札者を決定する評価手法として、価格以外の要素も適切に評価し、工事の規模等に応じて価格のみならず価格以外の要素を含めた複数基準で落札者を決定することが重要である。併せて、いわゆる抽選落札等で見られる競争参加者の選定時や落札者決定時における偶然性を排除する方法についても検討することが必要である。

### (3) 公正な市場環境の整備

いわゆるダンピング受注は、工事の質の低下を招くだけでなく、下請企業・労働者へのしわ寄せや安全管理の不徹底を招き、建設業の健全な発達を阻害するものであることから、ダンピング受注の排除のため、実効ある対策を早急に実施する必要がある。

また、業界の健全な発達が阻害されることから、不良・不適格業者の市場からの排除を徹底する必要がある。

### (4) 制度改革を支える基本システムの整備

経営事項審査について、建設業者の経営実態をより正確に反映するとともに、厳しい建設業の現状、建設業者が地域や社会で果たすべき役割等を踏まえたものとするため、建設業の健全な発達を促進する観点と、虚偽を行いにくい制度設計とする観点から見直しを行うことが必要である。

また、制度改革に伴い、発注者による主体的判断が必要となる場面が増加すること踏まえ、評価・選定過程の透明性・公正性の確保や苦情・不服の申立てに対し適切に対応するための仕組みの構築を推進することが必要である。

さらに、各発注者による入札契約の適正化の取組みを一層支援していくため、企業情報に係るデータベースの構築・拡充に取り組むとともに、発注者側の能力の向上、外部機関の適切な活用等を促進することが必要である。

(5) 談合等の不正行為の排除の徹底 (P)

(6) 関係者の連携強化と発注者支援

入札契約適正化法の徹底、公共工事品質確保法の考え方の普及の必要性が高まる一方で、体制が十分でない発注者が存在することを踏まえ、国及び都道府県が中心となり、すべての発注者が発注者としての責務を適切に遂行できるよう関係者間の連携を強化するとともに、体制が十分でない発注者の業務を支援する仕組みを整備し、積極的に支援することが必要である。

## 改革の具体的対策

### I. 価格競争から企業の総合的な能力による競争への転換

#### 1. 競争参加資格審査、競争参加条件設定等の改善

##### (1) 競争参加資格審査（格付け）の改善

###### ① 施工実績・工事成績の評価

国土交通省では、競争参加資格審査（格付け）に当たっては、経営事項審査の総合評定値である客観点数と、当該企業の施工実績、工事成績及び技術評価点数からなる主観点数を合計して総合点数を算定しており、その比率はほぼ1対1の割合となっている。都道府県・政令都市においても国土交通省と同様に主観点数を客観点数に足しているが、その割合を見ると客観点数の比率が高くなっている。また、市町村では客観点数のみの名簿や都道府県が作成した名簿に自発注の施工実績等を加味した名簿を利用している場合が多いが、適正な施工の確保を図るとともに、請負企業の施工の質等を高めるインセンティブを付与する観点から、施工実績や工事成績を適切に反映させるよう必要な措置を講じる必要がある。

###### ② 企業の社会貢献等に対する評価

競争参加資格審査の主観点数を算定するに当たって、防災行政への協力、障害者雇用等の企業の社会貢献を加味している都道府県がかなりの数にのぼっているが、企業の社会貢献等の的確な評価と、それを競争参加者の選定に適切に反映することがより重要になってきている。そのため、主観点数への反映については、各発注者において、地域のニーズを踏まえる観点のみではなく、競争参加資格審査としてふさわしいかどうかを十分に検討した上で、対応を考えるべきである。

##### (2) 競争参加条件の設定及び指名の運用の改善

###### ① 一般競争入札

一般競争入札は、一定の資格を満たす者であれば誰でも競争に参加できる仕組みであり、競争性が高い反面、不良不適格業者の混入する可能性も大きい。したがって、一般競争入札といえども、これを合理的に行うためには、入札参加者が契約を履行できる能力を有し、契約に責任を持つものでなければならないことは当然であり、そのために必要な競争参加条件（会計法令、地方自治法令で規定する競争参加資格要件のうち、入札案件ごとに設定されるものをいう。）を適切に設定する必要がある。

具体的には、不良・不適格業者を排除し、適正な施工の確保等を図るとともに、事業者の意欲を高め、技術と経営の向上を促進する観点から、企業の施工経験の確認において工事成績等を評価した上で、競争参加資格の設定に

反映させるべきである。

## ②指名競争入札

指名競争入札においても、その透明性・客観性・競争性を確保するよう、指名基準の公表等を通じて、その恣意性の入り込む余地を排除することが重要である。しかしながら、それぞれの企業の経営の状況や技術力を反映させることなく、機械的な基準により指名を行うこと等は、適正な施工の確保の観点から問題であり、できる限り施工経験や工事成績等を加味した基準によって指名を行うべきである。

## (3) 競争参加者の政策的選択（インセンティブの政策的な付与）

適正な施工の確保の観点等から競争参加条件や指名基準を設定する場合において、単なる同種工事の受注実績のみでは継続的に適正な施工を行うというインセンティブが働きにくいときには、工事成績の状況を競争参加の条件とすることについても検討すべきである。過去何年間かの工事成績の平均が一定の点数以上である事業者のみが参加できる工事成績優良事業者限定の競争入札を行う等により、優良事業者の受注機会が増大するような選抜型の入札方式等を地域の状況に応じて導入することが必要である。

また、客観点数（経営事項審査の総合評定値）のみが競争参加条件として使用されることが多いが、競争参加条件として、主観点数を活用することにより、事業者に対して発注者としてインセンティブを政策的に与えることも検討すべきである。

## 2. 入札方式等の改善

### (1) 技術提案型の総合評価方式の現状と普及促進

平成5年の中央建設業審議会建議において、「技術提案総合評価方式」の導入を図ることとされ、その後、総合評価のための評価手法の検討等が行われた後、平成10年の同審議会での具体的建議を受け、国土交通省では平成11年から技術提案型総合評価方式の試行を開始し、平成16年度には411件（速報値。総発注金額の2割超）で実施された。一方、平成17年5月現在、都道府県と政令指定都市で総合評価方式を導入している団体は17団体（平成16年度）、実施件数は30件にとどまっており、全国的に見ると積極的に導入されているとはいいがたい状況である。これは現行の方式が、事務手続きや技術提案の審査に係わる発注者側の労力、技術提案に係わる入札者側の労力が大きいこと、評価方法が必ずしも容易ではないこと等によるものと考えられる。

技術提案型の総合評価方式は、建設業者の技術力や創意工夫を適切に評価し、競争に反映するものであり、また、入札談合の抑止効果も期待され、価

格と品質が総合的に優れた調達が期待されることから、地方公共団体での導入促進も含め、一層の普及を図ることが必要である。

## (2) より高度な技術提案への対応等

高度な技術提案を求める場合には、予定価格の上限拘束性が、技術提案の制約となることがないように、その技術提案の内容を踏まえて予定価格を設定することができるものと公共工事品質確保法に規定されたところであり、その実施に当たっては、民間技術力の最大限の活用、民間事業者の負担増大の抑制、透明性・公平性の確保、適正な事務負担の確保等に留意することが必要となる。

また、高度な技術提案を求める総合評価では、民間の技術力の一層の活用を図る観点から、工事の目的物の主要な部分に関する技術提案を積極的に求めるとともに、事業の特性に応じて、設計施工一括方式の活用を図ることが望ましい。この際、価格以外の要素の中では、工期、ライフサイクルコスト等が特に重要であると考えられることから、その適正な評価方法を早期に確立すべきである。

さらに、複数回の審査により、順次競争参加者を絞り込む入札方式等、より一層の民間の技術力の活用方策についても検討すべきである。

また、技術評価割合の拡大についても検討すべきである。

## (3) 中小規模の工事での技術提案への対応

今後、大規模工事のみならず、中小規模の工事についても、その特色に応じて総合評価方式の適用を拡大していく必要があると考えられるが、そのためには、例えば交通規制方法や騒音防止対策等について、比較的簡易な技術提案を求め、評価することも検討を行うべきである。

さらに、地方公共団体での取組みを促進するため、地方の実情にも鑑み、このような比較的簡易な技術提案に基づく総合評価方式も導入できるよう、国による情報提供や事例集の作成、研修の実施等を積極的に行うべきである。

## (4) 施工能力等を過去の工事成績等に基づき評価する入札方式の導入

事業者から技術提案を求め、それを評価することまでは必要としない工事であっても、事業者の数が多く、過当競争になりがちであり、ダンピング受注が懸念されるような場合には、丁寧で質の高い施工を確保し、優良な事業者の育成を図るため、より適正な施工を確保しうると考えられる事業者を積極的に選定し、そのことを通じて事業者全体に施工の質の向上へのインセンティブが継続的に生じるシステムを構築する必要がある。

このため、当該工事の特性や地域の実情に応じて、過去の同種工事の成績（実績の有無を含む）、配置予定技術者の資格及び経験のほか、地域の特性や

工事の特性に応じた事項（監督・検査の軽減、環境への取組み（ISO14001の取得等））等であって、当該工事の施工に係るものを合理的、客観的に評価、点数化して、落札者決定に反映させる入札方式を導入すべきである。なお、このような施工能力等を評価する入札方式を行う際には、評価項目の選定やその評価手法について、恣意性を排除し、合理性、客観性を担保するための措置を講ずべきである。

また、地方自治法施行令において、総合評価方式について、落札者決定基準の設定、総合評価の実施の決定、落札者の決定の各段階において、学識経験者の意見を聴くこととされているが、過去の工事成績等のようにすでに定まった要素により施工能力等を評価する場合には、より機動的な運用を可能とすべきである。

#### （５）入札における偶然性の排除

丁寧で質の高い施工を確保し、優良な事業者の育成を図るためには、入札において、より施工能力が高く、また、意欲も高い事業者を適切に選定することが重要であり、くじや抽選により入札参加者や落札者が決定してしまうような事態は極力排除しなければならない。

会計法令、地方自治法令では、同価格入札の際には抽選により落札者を決定することとされているが、これは、本来、極めて例外的な場合の公平な取扱いを規定したものであり、最低制限価格の事前公表等により多数のものによる抽選落札が多発しているような状況に対しては、これを解消するための適切な対応が必要である。基本的には、最低制限価格の事前公表や同価格を類推させる形での予定価格の事前公表を抑制することも検討する必要があると考えられる。また、落札者の決定に当たり、最低価格で入札した者が複数いるときには過去の工事成績や処分歴その他の事項も考慮する評価手法も検討すべきである。

### 3. 公正な市場環境の整備

#### （１）ダンピング受注の防止

##### ①低入札価格調査制度及び最低制限価格制度の適切な実施

会計法の適用を受ける国の機関では、一定の価格以下で落札した建設業者について、適正な施工の可否等を調査する低入札価格調査制度が実施されているが、地方公共団体では、一定の価格以下での入札を一律に無効にする最低制限価格制度を導入している団体が多く、平成15年度では約6割の地方公共団体が導入している。低入札価格調査制度及び最低制限価格制度を適切に導入・活用し、ダンピング受注の排除を徹底することが必要であるが、ダンピング受注排除の実効性を高める観点から、入札の状況や発注者の体制等により、低入札価格調査制度を採用しがたい場合には、当面、最低制限価格



制度を導入することについて、より積極的に検討するとともに、失格判断基準の設定についても積極的に検討すべきである。

## ②最低制限価格の事前公表

最低制限価格の事前公表については、どうしても落札したい業者が適切な積算を行わずに当該価格と同額で入札することを助長し、しかも、同額で入札する複数の業者による抽選落札を増加させていることも懸念されていることから、各発注者においては、地域の実情を適切に考慮しつつも、極めて慎重に取り扱うべきである。

## ③個別対策の実施

低入札価格調査基準価格を下回る価格により落札した者と契約する場合には、工事費内訳書の提出の徹底や工事の重点監督を行うほか、国土交通省が平成15年より実施している、過去の施工に問題があった企業に対する配置技術者の増員の義務付け、履行保証割合の引上げ、前払金支払割合の引下げ等の措置が都道府県等に徐々に拡大している。これらは、適正な施工の確保や受注企業が工事途中で倒産した場合等の損失の軽減を図るために有効な手段であるとともに、これらの契約締結時に行うことを入札公告時にあらかじめ示すことにより、経営状況が悪化している企業の排除が図られ、ひいては工事の確実な履行等を図ることができるものであることから、積極的な導入を図るべきである。

## (2) 不良・不適格業者の排除

### ①技術者専任制度のチェックの強化

建設業法においては、公共性のある工作物に関する重要な工事のうち一定のものについては、一定の技術者を工事現場ごとに専任で配置しなければならないこととされている。この技術者の現場専任制は、建設工事の適正な施工を確保するとともに、不良不適格業者の参入を排除する上で、重要な役割を果たしている。

監理技術者の専任制の確認については、平成8年度より発注者支援データベース・システムが稼働しており、現在、約320の機関に導入されている。また、監理技術者の現場専任制の確認を徹底するため、平成16年3月に監理技術者制度運用マニュアルを定める等、専任期間の明確化や技術者の直接かつ恒常的な雇用関係の定義の明確化等の取組みがなされてきた。

しかしながら、建設業を取り巻く現下の厳しい状況の下、技術者の現場専任配置を怠っている業者が少なくないとの指摘もあり、その遵守の徹底を図る必要がある。

特に、発注者支援データベース・システムは、工事現場に配置予定の監理

技術者について、その資格と他の工事現場との重複配置の有無を確認するための手段として最も効率的であると考えられるが、市区町村においてはその活用状況がまだ不十分であることから、発注者支援データベース・システムへの加入を促進するべきである。

また、技術者の専任が必要な工事については、立入検査の実施等により違反を抑止し、排除できるような具体的な仕組みを検討すべきである。

さらに、主任技術者についても、そのデータベースの整備、工事実績情報サービス（CORINS）の活用等による現場専任制の徹底を図る方策を検討すべきである。

## ②一括下請負の未然防止

一括下請負については、入札契約適正化法の施行に伴い、平成13年4月より公共工事について全面的に禁止されたほか、平成13年10月より公共工事に係る施工体制台帳については二次以下の下請契約についても請負代金の額を明示した請負契約書を添付することとする等、その排除の徹底が図られている。

この一括下請負が発覚した場合の対応を厳格に行うためには、一括下請負の摘発が発注者の協力によるところが大きいこと、関係する建設業者の許可行政庁が複数にまたがることが多いこと等を踏まえ、許可行政庁、発注者等の関係行政機関間の一層の連携の強化や認識の共有を図ることが必要である。

また、許可行政庁や発注者、建設業者にとっても一括下請負に該当するケースが明らかになるよう、その基準の明確化を図るべきである。

## ③経営事項審査に係る虚偽申請の排除

経営事項審査の虚偽申請は、入札契約における業者選定の基礎となっている経営事項審査の点数を不正に水増しし、公正な競争に悪影響を与える悪質な行為であり、こうした行為については厳正に対応しなければならない。

これまで、平成6年の建設業法の改正により経営事項審査申請書等への虚偽記載について新たに罰則が設けられたほか、虚偽申請により得た経営事項審査結果を発注者に提出した場合に営業停止処分とすること、申請窓口における虚偽申請対策を講じること等の取組みがなされているところであるが、建設業を取り巻く厳しい現状等も踏まえ、虚偽を行いにくい制度見直しやチェックの強化を進めるべきである。

## ④虚偽申請に関与した者に対する措置

現在、建設業許可や経営事項審査の申請、書類の作成等、建設業に関する諸手続については、建設業者以外の者が当該手続に関与していることが多い。

このような手続において虚偽が発覚した場合であって、これら建設業者以

外の者の虚偽への関与を特定できる場合には、建設業の許可行政庁から当該建設業者以外の者を監督する行政庁に通報するなど、虚偽に関与した者の責任を問うべきである。

⑤許可における暴力団排除の強化等

建設業の許可に当たっては、請負契約に関して不正又は不誠実な行為をするおそれが明らかである者として暴力団構成員等を建設業許可の欠格要件としている。また、国土交通省においては、暴力団が実質的に経営を支配する建設業者とこれに準ずる業者を指名から排除している。これらの措置は警察当局との連携により実施されており、暴力団排除を徹底するため、引き続き、警察当局との連携を強化すべきである。

⑥違反行為の排除・摘発のための総合的な取組み

イ) 発注者の指名停止措置については、公共工事の適正な執行を確保するとともに、再発の防止を図る観点から、あらかじめ定められた基準に基づき、厳正に運用することが必要であるが、指名停止基準の未策定の発注者が多いこと、不適切なタイミングでの指名停止等の問題もあることから、その恣意性を排除し、客観的な実施が行われるようにすべきである。

ロ) 許可行政庁の立入調査や発注者支援データベースの利用の際に違法行為が発覚した場合に発注者と許可行政庁の連携を円滑に行うためのマニュアルの作成等、各現場を監督している発注者と許可行政庁の連携の強化を図るべきである。

ハ) 国土交通省において運用している建設業者の不正行為等に関する情報交換コラボレーションシステムについて改善・普及を図り、地方公共団体の当該システムへの参加を促進するとともに、掲載内容について充実を図る等の改善を図るべきである。

## Ⅱ. 制度改革を支える基本システムの整備

### 1. 経営事項審査制度の見直し

建設業法に基づき、建設業者の経営規模、経営状況、技術力、社会性等の項目ごとに評点化を行う経営事項審査は、建設業者の企業評価の指標として重視され、その結果は入札参加に大きな影響を与えている。

経営事項審査の評価の項目と基準については、現行の制度となった平成6年以降、平成10年に各指標の評点幅、技術職員評価等の改正、平成11年に経営状況分析の改正、平成14年に完成工事高の評点テーブルの改正、平成15年に同テーブルの線形式化に係る改正が行われているが、その後も見直しを求める様々な意見がある。

経営事項審査の内容は、建設業を取り巻く経済社会情勢の変化に対応して、建設業者の実態や経営環境の変化を的確に反映した企業評価となるよう適時適切に見直しを行っていくことが必要である。

また、経営事項審査については、かねてより評点を水増しするための虚偽申請が少なくないとの指摘があることから、虚偽を行いにくい制度設計をすることが必要である。

以上のような認識に基づき、経営事項審査について、建設業者の経営実態をより正確に反映するとともに、厳しい建設業の現状、建設業者が地域や社会で果たすべき役割等を踏まえたものとするため、建設業の健全な発達を促進する観点と、虚偽を行いにくい制度設計とする観点から見直しを検討することが必要である。

見直しの検討に当たっては、次に掲げる項目について具体的な検討を行うほか、中長期的な課題として、経営状況分析のあり方、技術職員の評価のあり方、企業の経理能力やコンプライアンスなど企業の多様な面の評価のあり方等についても検討を行うべきである。

#### (1) 完成工事高の見直し

建設投資の減少に伴う完成工事高の減少により、完成工事高の評点の平均点も低下しており、中小・中堅企業の競争参加機会が損われる懸念がある。こうした現状を踏まえ、評点テーブルの修正を検討すべきである。

#### (2) 社会性の評価の見直し

企業の社会的責任（CSR）について関心が高まる中、災害時の応急対応等、建設業者が果たすべき社会的責任を的確に評価し、競争参加者の選定に適切に反映することが必要であると考えられる。このため、国の機関や地方公共団体と災害協定を結んで災害時の貢献を行う建設業者について、社会性の指標において加点评価するなど、建設業者の社会的責任に係る評価項目の追加を検討すべきである。

## 2. 工事の施工状況の評価（工事成績評定）の実施

### （1）工事成績評定の統一化

工事成績評定については、その活用の範囲を拡大していく必要があるという観点や、発注件数の少ない市町村レベルにおいては近隣で工事を発注する主体とのデータの共有も必要となることが予測されるといった実務的な観点から、できる限り発注者間で統一のとれたものとする必要がある。

国土交通省の直轄工事において用いられている工事成績評定要領を基に、主として市町村が行う比較的小規模の工事にも適用できるように検討し、地方公共団体への普及を図る必要がある。

### （2）苦情への適切な対応

また、評価の公正・中立性を高めることにも資することから、各発注者は事業者からの苦情申告を適切に処理する仕組みを整える必要がある。

## 3. 第三者機関の活用と苦情への適切な対応

### （1）第三者機関の活用と苦情への適切な対応の徹底と拡大

平成5年の中央建設業審議会建議により、苦情処理制度の創設と入札監視委員会の設置が求められて以来、手続の透明性を高め、公正性を確保する観点から、入札監視委員会等の第三者機関の設置の促進と苦情に対する適切な処理の促進が図られてきたところである。しかしながら、国、地方公共団体等における第三者機関等の設置状況は、平成15年度においても、約9割の機関・団体が未設置であり、同様に、苦情処理方策の策定状況も、約9割の機関・団体で未策定となっている。

今後、技術提案を受け付ける入札方式の拡大・普及を図っていく上では、その審査及び評価の透明性・公正性の確保が特に求められることから、当事者からの苦情への適切な対応と入札監視委員会等の第三者機関の活用について各発注者が徹底するよう取り組むべきである。

現在、適正化指針等において、発注者が適切に対応すべきとされている苦情には、指名停止に係る苦情は含まれていないが、事業者にとって指名停止は、事実上非常に大きな影響を及ぼすものであることから、その対象に含めるよう改めるべきである。

### （2）共同設置、既存機関の活用

第三者機関の設置と苦情への適切な対応は、早急に全発注者が講じる必要があるが、特に規模の小さい市町村については、共同での第三者機関の設置の促進を行うほか、都道府県又は国に設置されている機関の活用も一つの方策として考えられるが、その際には、市町村のニーズや国等における体制の

整備状況にも十分留意しつつ検討が進められる必要がある。

### (3) 制度化の検討

さらに各発注者による取組み状況を踏まえつつ、透明性・公平性の確保を確実なものとするため、第三者機関の活用や苦情処理方法等について制度化することを検討すべきである。この際、各発注者とは別の組織による苦情、紛争等の適正処理方策についても検討すべきである。

## 4. 企業選定のための情報サービスの充実

### (1) 発注者支援データベース等の充実及び活用の推進

平成5年の中央建設業審議会建議において、建設業者に関する各種情報を活用し、発注者全体が共同して利用できるデータベースの整備が提言されたことを契機として、平成8年度から発注者支援データベースの運用が開始されたところであり、これにより、発注者の行う入札参加資格審査業務等が効率化された。

ただ、昨今の建設投資の減少による深刻な過剰供給構造を背景に、建設工事の質の低下が懸念される中で、技術と経営に優れた企業を選定する必要性が高まっており、また、専任技術者設置義務、一括下請負禁止等違反行為を抑止し、不良・不適格業者の排除を徹底する必要がある。

このため、工事实績情報サービス、企業情報サービス及び専任制確認サービスを行う発注者支援データベースについて、より一体的なシステムとすることを目指しつつ、それぞれのサービスについて提供情報の拡充、精度・利便性の向上等を図り、市町村等への普及拡大を積極的に推進する必要がある。

また、現在、国土交通省において、工事成績に関するデータベースの構築が進められているが、すべての発注者が適切に事業者の技術力等を評価することを可能とするため、着実にその整備を推進するとともに、普及拡大に取り組むべきである。また、技術者個人の工事経験等の情報についても、データベース化を行い、その活用を促進するよう検討を行うべきである。

### (2) 許可行政庁が保有する企業情報の有効活用

すでに稼働している発注者支援データベース等により、公共工事の発注で必要となる企業情報の提供が行われているところであるが、建設業許可情報については、その一部が提供されているに過ぎない。許可行政庁が有する工事経歴や処分履歴など、建設業者の入札参加資格の審査に参考となる情報について、各発注者に周知しその提供を図っていくとともに、各発注者が、これらの情報を容易に利用することを可能とするための方策（情報の整理と精度の確保、許可行政庁間での共有化、情報の電子化・類型化等）についても、検討を行うべきである。また、企業情報については、発注者、許可行政庁が

利用する範囲にとどまり、一般に利用しやすい形で公表されていない情報も多いが、少なくとも公共工事の受注者たる企業の情報については、情報の内容も踏まえつつ、統一的なルールの下で、できる限り分かりやすい形で一般に公表していくべきである。

### Ⅲ. 談合等の不正行為の排除の徹底（P）



#### **IV. 関係者の連携強化と発注者支援**

##### (1) これまでの連携の取組みと現状

入札・契約制度改革を進めるに当たっては、特に、公共工事の発注数で約9割、発注金額で約7割を占める地方公共団体の対応が大きな課題となる。平成5年及び平成10年の中央建設業審議会の建議や入札契約適正化法・同指針に基づき、総務省と国土交通省が連携して、地方公共団体の取組みを促し、また、支援してきたところであるが、公共工物品質確保法では、国及び都道府県は、発注者を支援するため、必要な措置を講ずるよう努めなければならない旨規定されたところである。

一方で、取組みが遅れている一部の地方公共団体の実情を踏まえれば、紙による指導や一方的な情報提供のみでは全体としての適正化が進みづらい状況にあると考えられる。

##### (2) 新たな連携体制の構築

地方公共団体における入札契約適正化の推進のため、地方公共団体に共通する課題について、国や他の地方公共団体の情報の提供や調査、検討、協議等を行い、関係地方公共団体間での申し合わせの実施等を通じて、各地方公共団体での取組みを強化するとともに、国及び都道府県による市町村への支援の促進、国の施策への反映等を進めることができるよう、国と地方公共団体が一体となった新たな推進体制を構築すべきである。その際、ブロック単位及び都道府県単位の公共工事契約業務連絡協議会の活動の充実等についても検討すべきである。

##### (3) 発注者支援のための外部機関の活用

また、組織的には中小規模の発注者でも、発注者に求められる措置の適切な実施が可能となるよう、独立行政法人等における受託制度の活用や都道府県の建設技術センターの活用、国及び都道府県の発注関係・建設業関係部局の活用等を進めるとともに、民間事業者の活用についても検討すべきである。この際、公の機関以外の組織による発注関係事務の実施については、当該組織の中立性・公正性を確保しつつ、当該組織が求められる業務が可能となるよう、制度の整備も含めて検討していくべきである。

##### (4) 発注関係業務に従事する専門家の育成

各施策の実施に伴い事務量の増大が想定されるほか、一定水準以上の専門知識を有した専門家が必要となることが想定されるため、発注関係業務に従事する際に要求される専門知識の習得を図る観点から、資格の付与や認定方式を含めた検討を行い、発注関係業務を適切に遂行することができる個人としての専門家の育成を進めるべきであり、そのために必要な制度を整備する

必要がある。

(5) 監督・検査の適切な実施ための発注者間相互の協力・連携の強化

イ) 監督・検査及び工事成績評定の適切な実施は、施工の質を確保するために不可欠な要素であり、公平な競争の前提となることから、その実施を徹底する必要がある。そのため、必ずしも体制が十分でない発注者が監督・検査を実施するに当たって必要あるいは参考となる基準や情報をノウハウを有する他の発注者が積極的に提供するなど、発注者間で相互に支援を行うべきである。

ロ) 特に、体制が不十分な市町村の担当職員の技術力向上のため、国及び都道府県の監督・検査の現場に立会い実地研修を行うことや、技術者育成研修を行うべきである。

ハ) また、市町村によっては、体制上の制約があるほか、工事の発注が少なく、監督・検査のための十分なノウハウが蓄積されづらい場合もあると考えられることから、監督・検査を適正に実施することが困難であると認めるときには、その業務の全部又は一部を都道府県や国、あるいはその他の外部機関が実施することも積極的に検討すべきである。

ニ) 市町村が、自ら工事成績評定を適切に実施することが困難である場合には、都道府県や国、あるいはその他の外部機関がその全部又は一部を行うことなどの支援も行うべきである。市町村の担当職員の技術力向上のため、国や都道府県の工事成績評定の現場に立会い実地研修を行うことや、技術者育成研修等も行うべきである。